

4 施策の体系

基本理念

すべての人が
安心して暮らせるまち
やす

基本方針

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

基本目標

基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり

～ 市民の主体的な地域福祉活動の推進 ～

近年では、支えあいや助けあいの仕組みが機能しにくい地域や、地域と関わる機会が少ない市民も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり

～ 安心して相談できる体制 ～

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、支援が必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要です。そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

市は関係機関等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

基本目標Ⅲ 分野や立場を超えた支えあいづくり

～ 多種多様なネットワークの構築 ～

市民やその世帯が抱える課題が複雑多様化し、単一機関、単一分野だけの支援では対応できません。いわゆる福祉分野の連携はもとより、教育や就労などの多分野連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、市民と市、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援が求められています。

すべての人が安心して生活を送ることができるよう、分野や立場を超えた支えあいを進めていきます。

取組方針

(1) 安心して暮らせる地域づくり

- ①地域や人のつながりを広げます
- ②日頃のつながりから地域の防災に取り組みます
- ③その人らしく安心して暮らせる地域をつくります

(2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

- ①すべての人が生きがいを持って暮らせる地域をつくります

(1) 断らない相談支援体制づくり

- ①だれでも・どこでも相談できる体制をつくります（相談支援）
- ②さまざまな社会体験・社会参加を進めます（参加支援）
- ③ひとりから地域へ“輪”を広げていきます（地域づくり）

(2) 必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり

- ①必要な福祉サービス等を届ける仕組みをつくります

(3) 市民の権利を守る体制づくり

- ①自分らしく生活できる取り組みを推進します

(1) 分野や立場を超えた支えあいづくり

- ①分野や立場を超えて、みんなで支えあえるネットワークをつくります